

共同声明(仮訳)
第 55 回日米財界人会議
～高まる不確実性に打ち克つ日米協力～
日米経済協議会／米日経済協議会
東京
2018 年 11 月 1 日

はじめに

日米経済協議会(JUBC)及び米日経済協議会(USJBC)(以下「両協議会」)は、2018年10月31日、11月1日の両日、「高まる不確実性に打ち克つ日米協力」をテーマに、第55回日米財界人会議を東京にて開催した。世界の通商政策を巡り不透明感が高まるなか、本会議に集まった日米のビジネスリーダーは、日米両国の絆を強化することが重要であると認識し、世界経済の安定と日米両国、更にはその他の国々の持続的成長に向けて、一層の努力を行う決意を表明した。会議では、貿易拡大及び経済成長に向けた日米両国間の通商・経済関係の強化、持続可能な社会の実現に向けてイノベーションを促進する規範や慣習の醸成、直面するデジタル世界の課題への対応という3つのテーマについて議論が行われた。また、併せて、デジタルエコノミー、ヘルスケア・イノベーション、エネルギーとインフラストラクチャー、金融サービス、旅行・観光・交通という個別分野についても、分科会別に提言が行われた。我々が合意した共同提言は以下の通りである。

I. 世界貿易と日米関係

両国間の貿易と投資を促進し、地域経済の繁栄に繋がる日米経済関係の強化

1. 両協議会は、日米の貿易投資関係は相互互恵的であると認識している。多くの米国企業にとって日本は北米以外で最も重要な市場である一方、日本企業も米国市場に大きく依存しており、継続的に米国への大型の新規投資を公表している。日本企業は米国の地域経済にとって重要な存在となっており、累計約4,690億ドルの投資を通じて、平均賃金8万ドル以上の良質な雇用を約86万人に直接提供している。このように大規模で、密接に絡み合った貿易投資関係を、貿易赤字といった一指標で評価することは経済関係の広がりや深さを的確に捉えていない。こうした点に基づき、両協議会は、両国政府がお互いに協力して、この重要な関係における不確実性を排除するとともに、経済界やその他利害関係者とよく相談しながら、現在築き上げられている強固な基盤を更に発展させていくよう要請する。
2. 真っ先に重要なこととして、両協議会は自由貿易を信奉しており、市場を開放し、貿易投資に関する高い基準と強固で強制力のあるルールを設定する措置や協定を支持している。この点、両協議会は、米国が日本からの自動車および自動車部品の輸入に対して追加関税を課した場合、消費者だけでなく、統合されている自動車産業、ひいては日米両国経済にもたらされる甚大な経済的影響について憂慮している。実際に、鉄鋼とアルミニウムに対する輸入関税は、既に企業に悪影響をもたらしている。また、両協議会は、日本からの直接投資を含む米国への海外直接投資を引き続き促進し、両国の経済成長に資するような北米をカバーする強力な貿易協定の必要

性を強調したい。両協議会として、米国、メキシコ、カナダ三国が米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の合意に費やした努力を認めつつ、USMCA の批准・履行のプロセスを今後も注視していく。

3. 両協議会は、日米経済対話や、茂木敏充経済再生担当大臣とロバート・ライトハイザー米国通商代表のリーダーシップの下で最近開始された自由で公正かつ相互的 (FFR) な貿易取引に向けた新しい協議の中で、両国政府が、鋭意、通商関係の強化に取り組むことを要請する。二国間の経済関係は基本的には健全であるものの、集中的な努力と適切な段取りが講じられた場合には、これらの協議は、大きな改善と成長の余地がある経済関係を活性化しうると信じている。また、両協議会は、9月26日の日米共同声明で示された通り、両国政府が、日米物品貿易協定とサービスを含む他の重要な分野に関する交渉を開始することを評価する。これらの交渉は、相互信頼と両国の経済関係の包括的な分析に基づき、世界貿易機関 (WTO) のルールに従って進められるべきである。また、両協議会は、これらの交渉が日米両国間の貿易・投資関係を強化する拘束力のあるコミットメントを生み出し、ルールに基づく貿易、さらにはより広い地域の経済発展を促進するものとなることを期待している。

自由かつ公正で開かれた、ルールに基づく国際経済秩序の維持

4. 両協議会は、自由かつ公正で開かれた、ルールに基づく通商システムは、世界経済の不可欠な原動力であると考えている。しかし、残念ながら、近年、当該システムは、貿易紛争の拡大により緊張状態にある。両協議会は、日米は共通の価値観を有し、安定的かつ安全なインド太平洋地域の実現という目的を共有していることから、インド太平洋地域における貿易・投資ルールの向上のための具体的な方途を見つけることができれば、今後の生産的な道筋を描くことに役立つものと考えている。両協議会は、日本政府が包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP) の推進に主導的な役割を果たしてきたことを認識している。また、最近の日米首脳会談で強調されたように、日米両国政府がインド太平洋地域における質の高いインフラ開発に向けて更なる協力と投資促進のための取組みを進めていることも評価している。両協議会は更に、主要貿易国間の公平な競争条件を確保するとともに、知的財産や電子商取引、プライバシー、サイバーセキュリティといった幅広い分野に関して、最高水準の基準と規範を確立・促進するための通商政策を含む、包括的なアプローチが重要であることを強調する。
5. 両協議会は、市場歪曲的措置や貿易取引における不公正な貿易慣行が世界的に拡がってきていることを深く憂慮している。なかでも、国有企業への巨額な補助金を通じて特定産業を重点的に育成しようとする産業政策や、外国企業との合弁会社の設立を通じて国内企業に強制的に技術移転させる措置、産業政策のツールとして国家安全保障やサイバーセキュリティを利用することに対して強い懸念を持っている。したがって、両協議会は、日米両国政府に対し、日米欧三極貿易大臣会合や G7、G20、OECD といった国際フォーラムを活用するのに加えて、基本的な価値観を共有する各国と個別に、あるいは一緒になって、公正な競争環境の確保に向けた努力を加速させるよう要請する。

6. また、両協議会は、WTO が有するルール策定、履行監視、紛争解決という 3 つの核心的な機能の強化に向けて、日米両国政府が協働していくことを推奨する。メガ FTA の協定が広がるなかにあっても、法の支配に基づく貿易紛争の解決という点で、WTO は非常に重要な役割を担っている。我々は、ともに WTO にコミットすることで、WTO が歴史的に獲得してきた功績を維持すべきである。即ちそれは、管理貿易を否定し、自由かつ公正で開かれた貿易を促進することによって貿易制限を減少させてきたことである。両協議会は、WTO が今後も貿易紛争の仲裁役として機能し続けるとともに、例えば電子商取引等の新分野におけるルールの確立も行えるように、両国政府が取り組みを進めることを要請する。

II. 持続可能な社会と経済成長に向けたイノベーション

産業横断的なイノベーションの加速に向けた規制環境の整備における日米政府の協力

7. 情報通信技術やライフサイエンス、先端製造業において国際的な先陣争いが激化するなかで、日米両国は、産業競争力と世界のリーダーとしての地位を維持するために、イノベーションの推進で協働していかなければならない。特に日本においては、高齢化や財政悪化といった深刻な社会問題に対処するために、イノベーションを通じて生産性向上を図ることが喫緊の課題となっている。両協議会は、これらの課題に対処するためのイノベーションに適切な見返りを与えることは、日本における Society5.0、最終的には持続可能な開発目標 (SDGs) の実現に繋がると信じている。
8. このためには、日米両国は、イノベーションを促進する規制・政策措置を進めなければならない。この点、両協議会は、米国政府による規制改革や、民間企業による先端技術や新しいビジネスモデルの実証実験を可能とする「プロジェクト型レギュラトリー・サンドボックス制度」を日本政府が 2018 年 6 月に創設したことを賞賛する。両協議会は、新技術の社会実装に向けて、両国政府が民間部門と相談しながら、更なる規制改革の努力を加速させるよう要請する。また、両協議会は、新規事業者と既存事業者との間に公正な競争環境を確保することに加え、規制当局間の一層の協力を通じて国際的な規制調和の取組みを強化することを両国政府に要請する。

イノベーション・エコシステムの形成

9. 両協議会は、日米両国が世界的なイノベーションハブとして機能するためには、民間企業が積極的にイノベーションに取り組んでいくことが欠かせないと認識している。イノベーションを促進するために、それを支えるエコシステムの形成は非常に重要であり、強力で実効性のある知的財産権を確保すること、スタートアップに対するリスクマネーの供給を強化し、地域や業界に幅広く分配すること、労働市場の流動化や社会的なセーフティーネットの改善を通じて成熟分野から成長分野へ人材シフトを進めることが確保されるべきである。両協議会は、両国政府に対しイノベーション・エコシステムの確立に向けたサポートの強化を要請する一方、日本の企業が米国の仕組みを学び、イノベーションに優先的に取り組むことも重要であることを強調する。
10. また、日米両国が現在享受しているイノベーションにおける優位性を維持するためには、人的資

本への投資も必要である。多くの国の教育システムは、労働力需要の急速な変化に対して遅れをとっており、また、技術進歩に伴い、技能、イノベーション力、適応能力が重視されるようになってきている。こうしたことから、両協議会は、両国政府が、教育投資やその他の政策を通じて、技術に精通した労働力の育成に努めるよう要請する。新しいシステムは、このような新しい時代における成功に必要とされる STEM(科学・技術・工学・数学)とソフトスキルを結びつける形で、学生に第四次産業革命に向けた準備を促すような教育を推進するものでなければならない。

11. 「健康経営」というコンセプトも、生産性を向上させ、日米両国が現在享受しているイノベーションの優位性を維持するために重要である。健康経営は、従業員の健康や活力、生産性を改善させることで、企業業績や資本市場における企業価値を向上させ得るものであり、両協議会は、両国政府や他の経済団体とともに、この概念を訴え掛けていくことが重要と認識している。

III. デジタル世界における諸課題

12. デジタル技術を活用した革新的な製品やサービス、ビジネスモデルの創出は世界経済の成長を牽引し続けている。デジタル経済と“実体”経済は、今や一体不可分であり、新たな機会を創出している一方で、サイバーセキュリティやプライバシーといった新たな課題や脅威も生み出している。これらの課題に関して適切なバランスとアプローチを見出すことが極めて重要であり、また、日米両国が官民一体となって、インド太平洋地域における高い基準と優れたルール・慣行の確立に向けて、リーダーシップを発揮することが重要である。
13. 更に、両協議会は、国境を越えたデータの移動や情報へのアクセスは、今日の革新的な経済にとって、資本の自由な移動と同様に重要であることを強調する。データ流通の恩恵を十分に享受するためには、各国政府は、データの移動を妨げたり、データの処理あるいは保管を国内で行うよう要求するデータ・ローカライゼーション政策を撤廃すべきであり、データ・ローカライゼーションによって安全性が増すという神話を一掃するよう協働すべきである。我々は、いくつかの国によるデータ・ローカライゼーション要求によって、データフローが一方通行になってしまうことは、デジタル経済の健全な発展にとって有害であると考えている。また、両協議会は、イノベーション促進に向けて、政府が作成した公共データへの自由なアクセスを推進することの重要性を強調する。こうした観点に基づき、我々は、APEC のプライバシー・フレームワークや OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」(2013)といった関連国際機関の原則やガイドラインを両国政府が活用することを推奨する。

デジタルに関する追加詳細は、後続する章「デジタル経済」をご参照下さい。

IV. その他分野別課題

14. 以上、概要を説明した幅広い議論に加えて、両協議会は、デジタル経済、エネルギーとインフラストラクチャー、金融サービス、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通について分科会を開催した。各分科会からの提言内容は、以下の各章に記載する。

IV-1 デジタル経済

はじめに

日米経済協議会と米日経済協議会(以下、両協議会)は、デジタルで繋がれている技術が、今後の世界規模での経済成長を牽引するとの認識を共有している。米国と日本は、こうした新技術及び応用分野における恩恵を実現する上で好位置につけている一方で、両協議会は、そうした恩恵を享受するためには、国内或いは世界で採用若しくは導入された政策の枠組みに大きく依存するとの考えで一致している。

両協議会は、昨年共同で要点を示したハイレベルでの優先項目を引き続き支持する一方、多くの国において、プライバシーやサイバーセキュリティという課題に対する取り組み方としては気掛かりな動きが増加していると認識している。一部の国では、データプライバシーの制度が、プライバシー保護とサイバーセキュリティの名の下に、国境を越えるデータの流通に制限を掛け、域外に対して高い障壁を構築するという方向性を強めている。こうした試みは、不公平な競争環境を作り出すとともに、事業展開の選択肢を狭め、顧客の負担するコストを増加させ、そして究極的には競争力を損なう形で、当該国における米国及び日本企業の事業展開力を著しく阻害している。

それらは米国及び日本企業にとって非関税障壁として作用することに加え、本来それらが促進させることを意図していたはずの経済成長を妨げ、導入された規制の目標そのものを阻害している。例えば、データ・ローカライゼーション並びにローカルコンテンツ要件は、安全性を高めるといった目的のために導入されながらも、その目的が達成されたということを示す証拠は殆どみられないことがしばしばある。むしろ、こうした手段は、自国自身に経済制裁を掛ける形で機能しており、一国のグローバルベースでの競争力や経済成長に制約を課す一方、企業がデータを最も安全な場所に保管することも妨げている。

両協議会が懸念を共有しているのは、こうした政策が実務上に意味する問題に止まらない。データがどのように保存されているかという点よりも、どこに保存されているかという点に不合理なまでに焦点を当てた政策は、インターネットを国境や地域の境で細分化する危険性を孕んでいる。しかし、現在は、いずれの国の経済でもそのデジタル面での成功が、規模の利益、相互運用性そしてデータの自由な越境移動の可否に依存しているという世界なのであり、上記のような政策は経済上大きな示唆を持つと考えられる。即ち、技術に対して規制上のバリエードを立てることによりグローバル経済から自ら隔離しようとする経済は、経済成長を促進し、雇用を創出させるというデジタルライゼーションの力を損なうことになろう。

こうした現実を踏まえると、両協議会は、米国と日本政府に、両国の民間セクターと以下の点で協働することを推奨する。

インターネット・ガバナンス、プライバシー、サイバーセキュリティに関して複数の関係者が関与するモデル(以下マルチステークホルダー・モデル)を世界的に推進するため、積極的且つ協調した指導的役割を担うこと。これには、プライバシーの枠組みの世界的な相互運用性を拡大させる努力を加速させることを含む

1. 両協議会は、米国及び日本政府がこうした分野で国際社会により広範に影響力を及ぼすべく、民間企業と緊密に協働し、彼らの専門的知見を統合的に活用するよう推奨する。我々は、両国政府が、世界におけるベストプラクティスを各々の国内で実施する努力を優先させつつ、国際的な協調や貿易協定を通じてこうしたベストプラクティスを制度化させることを要請する。
2. こうした潮流に対抗するため、米国政府と日本政府は、APEC 越境プライバシールール (CBPR) に則した、プライバシーへのマルチステークホルダー・アプローチの利点を積極的に推進するため、G7、G20、OECD といった国際フォーラムの場で協働すべきである。同様に、両国政府は、単一主体アプローチをとるメンバーではなく、これらのフォーラムにおいて、プライバシーに関し相互運用性とデータの越境流通に焦点を当てたアプローチを推進するためにパートナーと協働すべきである。アジア太平洋地域における明確且つ一貫性のあるデジタル貿易ルールが確立されれば、APEC の CBPR と欧州の GDPR との間の相互運用性を確保する仕組みを追求する場合と同様に、自由な越境データフローが促進されることになり、同地域におけるデジタル保護主義に対抗することも可能である。

交渉による合意を通じてアジア太平洋地域のデジタル貿易を高度化させる機会を探求すること

3. 我々は、米国及び日本政府に対して、交渉による合意を通じてアジア太平洋地域のデジタル貿易を高度化させる機会を探求することを推奨する。アジアにおけるデジタル貿易に関するいかなるルールも、それが二国間若しくは多国間のどちらで交渉されたものであったとしても、基本線として、全産業に亘ってローカライゼーションの要求を禁止すべきである。我々は、米国及び日本がこうしたルールにコミットしていることを示すために取っている措置が、デジタル貿易に関するグローバルスタンダードを形成するうえで役立つと信じており、こうしたグローバルスタンダードは、前述したデジタル貿易に関する問題あるアプローチに対抗することを可能にするものである。

サイバーリスクに対抗するために日米協力を推進すること

4. 同時に、幅広い製品がインターネットに接続される IoT 時代においては、悪意あるサイバー攻撃のリスクが飛躍的に増大している。加えて、中核システムを含む様々なシステムは、通信機器及びソフトウェアのバックドアやセキュリティホールを通じて、情報漏洩やシステム障害の危険に晒されている。両協議会は、こうした脅威に対抗するために、両国政府が研究開発や能力構築に継続して取り組んできたこと、また、最新情報やベストプラクティスを共有することによって民間部門における対抗策の立案を働きかけてきたことを認識している。我々は、両国政府が、他の同盟国と協力しながら、包括的で強力な対抗策を確立するうえで、主導的な役割を果たすことを要請する。

IV-2 エネルギーとインフラストラクチャー

はじめに

日米両国政府は、自由で開かれたインド太平洋の維持・促進に向けた共通のビジョンを推進するため、インド太平洋地域においてエネルギーおよびインフラを含む様々な分野での協力の強化を進めている。また、世界的な環境問題への意識の高まり、米国におけるシェール革命、日本における原発の停止によるエネルギー自給率の大幅な低下など、エネルギーをめぐる情勢は急激に変化している。こうした状況の下、両協議会は、日米両国が協力して推進すべき(1)気候変動への対応を含めたSDGs 実現に向けた貢献、(2)AI、IoT を活用した高効率なエネルギー・インフラの構築、(3)日米協力を基礎とした第三国インフラ整備の推進に向け、日米両国政府に対して以下の通り提言する。

気候変動への対応を含めた SDGs 実現に向けた貢献

1. 両協議会は、日米両国政府がクリーンエネルギー分野において世界をリードし、あらゆる低炭素エネルギーの活用を推進することを求める。
2. 再生可能エネルギー、特に太陽光、風力発電の主力電源化にむけては、低コスト化や送配電網を含めた電力システムへの組み入れなどの課題に対応する必要がある。また、再生可能 エネルギー拡大にはそれに伴う出力変動の問題が存在する。これらを解決するため、蓄電池、水素の利活用の技術開発、および拡大について日米両国政府の協力及び適切なインセンティブの提供による後押しをお願いしたい。
3. 原子力は、長期的なエネルギーの需給構造の安定化、脱炭素化に寄与する重要なベースロード電源であり、今後も安全確保を大前提とした活用が求められる。両協議会は「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が原子力の活用の中核であり、これを基とした継続的な日米両国の連携強化が極めて重要であると認識している。小型モジュール炉(SMR)は、大きな技術革新の可能性を持ち、更に新興国等への展開など高いポテンシャルを有している。SMR 等新技術の開発を進めていくためには、その技術の評価とライセンスの規制枠組みが必要であり、日米両国政府には新技術の適切な規制枠組みの構築をお願いしたい。そして、日米両政府にはこれらの技術の発展に向けて、エネルギー協力の枠組みを活用した研究開発協力、産業協力の強化を引き続きお願いしたい。原子力を継続して活用していくためには、廃炉を円滑に進めていく必要がある。福島第一原子力発電所の廃炉等の重要プロジェクトは日米原子力協力の最前線となっている。廃炉の分野は米国が先行しており、その実績、規制によるアプローチは日本の指針となる。両協議会は、日米間の原子力分野における協力の更なる拡大、進展を期待する。
4. 世界のエネルギー需要は、特にアジアにおいて人口と収入の増加、都市化と自動車需要の拡大によって 2035 年までに 40%の増加が見込まれている。地球温暖化対策のための温室効果ガスの効果的な削減に向け、手頃な価格の風力、太陽光その他新たな再生可能エネルギーの活用

を進める必要がある。一方で、天然ガス火力発電を含む化石燃料の高効率で低炭素なクリーンエネルギー技術の開発と活用も必要である。これにより、日米の実業界が提唱しているLNG輸出承認によって保証された北米 LNG の活用が可能となる。

5. 両協議会は、より環境に優しい方法で石炭を使用し、同時に温室効果ガスの排出量を削減する技術に投資する必要性に合意している。また、石炭がアジアの新興市場や多種多様なエネルギーポートフォリオの中でも手頃で信頼できるエネルギー源であることを認識している。両協議会は、新興市場における石炭関連プロジェクトへの制約の増大が高効率石炭火力発電所の導入を遅らせ、旧式で低効率の石炭火力発電所への依存が続くと意図しない結果をもたらす可能性があることを懸念しており、低炭素技術の促進および普及だけでなく、研究開発が支援されることを期待する。また、石炭の低炭素化には CCUS (二酸化炭素の回収・利用・貯蔵) の利用も欠かせない。両協議会は、日米両国政府が CCUS における協力を継続し、CCUS の普及、投資を一層促進する政策の導入を求める。更に、CCUS 技術の更なる普及に向けた 日米共同プロジェクト等へのサポート、インセンティブの提供をお願いしたい。
6. エネルギー効率の向上 (省エネルギー) は脱炭素化に向けた手段として大きな期待が持たれている。両協議会は、AI や IoT などの最新技術を使用することに加えて、既存の省エネルギー技術や機器をさらに活用することでエネルギー効率を改善できると認識している。両協議会は、日米両国政府に対し、日米両国内だけでなく第三国に対しても新しい AI や IoT 技術と製品と共に、既存の技術と効率的なエネルギー利用を推進することに期待する。

AI / IoT を活用した高効率なエネルギー・インフラの構築

7. 両協議会は、AI、IoT 技術のエネルギー分野への適用推進によって、エネルギー分野の様々な問題解決に繋がると認識している。IoT 技術によって、リアルタイムの様々な情報・データを収集することが可能となり、そのデータを活用する事で価値が生まれる。AI 技術は、通常では分析が困難な莫大なデータから新たな価値を生み出すことができる。例えば、発電設備に IoT 技術を適用することで、リアルタイムの状態監視が可能となり、実態に即した柔軟で効率的な点検・修理サイクルで設備の運用が可能となる。また、AI を需給予測に活用することでその予測精度を上げることが可能となる。AI、IoT 技術の利用拡大によって、エネルギーに関する様々なデータが収集され活用される。それに伴いデータに付随するプライバシーの保護、そしてセキュリティ確保の重要性が高まる。両協議会は、日米両国政府が協力して、エネルギー分野において AI、IoT 技術によって収集されたデータの有効活用のために、必要な政策の枠組みの構築を推進することをお願いしたい。さらに、日米両国では送配電網の老朽化、送配電網といった電力インフラに対するサイバー攻撃への対処が重要な課題である。これら課題に対処するために、AI、IoT といった技術を用いた高効率でセキュアな次世代型の送配電ネットワークへの転換が求められている。また、再生可能エネルギーの導入増加は順調に進んでいるが、それに伴い電源としての継続性および完結性の課題がより顕著に表れると考えられる。そのため、高度な需給調整だけでなく VPP (バーチャルパワープラント)、デマンドレスポンスのように需要側、供給側双方のリソースを効率的に運用

するための技術が今後より一層求められて行く。日米両国政府には、セキュアな次世代型送配電網の整備、VPP やデマンドレスポンスといった新たな技術の開発、普及に対して、適切な制度の設計と共に投資へのインセンティブによるサポートを期待する。

日米協力を基礎とした第三国インフラ整備

8. 両協議会は、日米両国政府が、インド太平洋地域における質の高いインフラ構築を推進するために、昨年 11 月にエネルギー分野の日米協力に関わる覚書を締結し、複数回に亘って官民会合を開催するとともに、日米協力案件の創出に向けた各種支援措置や第三国政府に対するアドボカシーやキャパシティ・ビルディングの取り組みを行っていることを高く評価する。今後、幅広い分野で民主導の協力案件が創出されることを期待する。同時に、第三国での大型協力案件は、日米両国の安全保障や長期的な国家政策にも直結するため、日米両国政府および現地政府との政策対話などを通じ、規制協力、インフラ整備の運用効率化、そして行政の透明性向上に向けた取組をお願いしたい。

9. 両協議会は、米国産 LNG の日本への輸出が日米の相互利益をもたらすことを認識している。日本にとって、米国産 LNG は新たな供給源となり、エネルギー安全保障の観点で調達先の多様化に寄与することから極めて重要であり、LNG 市場の拡大にも貢献する。また、米国にとっても米国産 LNG のアジア地域への輸出拡大は、米国企業のプレゼンスの向上に資する。米国産 LNG の輸出拡大にむけ、両協議会は米国政府による原油・LNG 輸出基地の入出水路の整備・維持のための安定な予算の確保を期待する。米国は河川港が多く、これら港の水路では大型船の航行に十分な水深を維持するために毎年浚渫が必須である。また、ハリケーン等の災害によって流入する土砂を早期に除去するために十分な数の浚渫船を配備することも重要である。更に、港の水路に関して原油輸送の経済性向上のため深度化が検討されているが、原油だけでなく LNG も裨益するよう米国政府によるサポートを期待する。一方で、メキシコ湾岸地域を出発する輸送船はパナマ運河を通る必要があり、その通過コスト・時間の観点で制約があることから、米国西海岸におけるインフラ(パイプライン、ストレージ、輸出基地)の早急な整備が望まれている。両協議会は、これまでの米国政府による LNG のインフラに対する許認可の簡素化、合理化に向けた動きを協議会は高く評価しており、これらの動きが継続されることを望む。日米企業の間では、米国産 LNG のインド太平洋地域への輸出に向けた協力が始まっている。今後の輸出拡大のためには現地政府による包括的な導入計画の策定、LNG 受入れのための港湾における LNG ターミナル等のインフラの整備が必要であるが、長期のキャッシュフローが課題である。このため、日米両国政府には現地政府との政策対話やキャパシティ・ビルディング、政府系金融機関等によるサポートを期待する。

IV-3 金融サービス

はじめに

金融機関は、世界の経済や金融システムが健全に機能するうえで、不可欠の存在である。金融業界は、信用・流動性の提供を通じて経済活動を促進し、リスク管理ソリューションにより家計や企業を保護している。両協議会は、日米はじめ主要国が採用した金融危機後の規制改革の太宗を支持する。一連の規制改革は、概して効果的且つ効率的に世界の金融システムを強化し、より持続可能な経済成長を促してきた。金融危機から10年の節目に当たり、両協議会は、諸改革の目的適合性を再確認しようとする最近の取り組みに力付けられており、各国政府に、経済成長に対して意図せざる結果をもたらした規制がないかの再検証や、新興リスクへの警戒を活発に行っていくよう要請する。先端技術がもたらす金融商品・サービスの開発・提供における目まぐるしい変化や、持続的発展の達成に対する世界的な共鳴の高まり、実に多くの示唆を伴う人口動態の変容等が発生している今の時代においては、両協議会は、金融業界と政府が協力し、金融システムの健全性を確保しつつ、イノベーションと成長、適切な顧客保護を促す環境を整備していくことが、以前にもまして重要になっていると考えている。

イノベーションの新潮流への対応

1. イノベーションが市場に最新技術を提供し、世界経済は新たな活力を得た。同時に、イノベーションは、新たなリスクももたらした。規制や金融機関の行動を、過度なリスクテイクを控えつつ機会を最大化できるものとするのが、新たな課題となっている。両協議会は、日米両政府が、この重要な課題に対処するための政策を追求していくよう要請する。
2. **（新しい時代に相応しい金融規制・監督枠組みの確立）** 両協議会は、既存金融サービス企業とFinTech/BigTechを含む新規参入者との公平な競争環境が確保されることが、不可欠であると考えている。また、堅固な顧客保護を担保しつつも、イノベーションと経済成長を促進し、顧客利便性を向上させるよう、規制間で適切なバランスが図られるべきである。両協議会は、「同一サービス、同一リスクに対する同一規制、同一監督」の原則を支持し、また、極めて重要な優先課題であると考えている。日米両国は、金融安定理事会(FSB)のような機関によるグローバルルールの提案に向けて共に先導すべきである。日米金融機関としても、その目的のために自国政府と建設的に協業していく用意がある。
 - 両協議会は、自由で公正な競争基盤の整備のため、日米銀行セクターに課されている業務範囲規制の抜本的見直しが極めて重要であると考えている。
 - デジタル化が本質的にクロスボーダー的性格を持つことを踏まえ、日米両政府は、グローバルに協調の取れた規制枠組みの整備を共同で牽引し、新旧市場参加者や当局の間の協業や対話を(例えば、日米の公式対話枠組みや、日米相対の規制サンドボックスの開始等によって)促進していくことが必要である。

- イノベーションと成長を促進するため、クラウド活用や Application Programming Interface (API)を通じた金融機関からのデータ共有といった、従来の金融業界の慣行に合わせて設計された諸規制は、見直しや最新化がなされるべきである。

3. **(公平な競争環境)** デジタル化の時代以前から、公平な競争環境、すなわち同種の商品・サービスの提供者に同種の規制を課すことは、金融資本市場を強化し、市場の非効率性や歪みを回避するための重要な規制上の原則である。この原則の精神を踏まえ、両協議会は、日米両政府に対し、例えば日本における、金融庁監督に服さない民間金融機関である共済の事例や、日本郵政グループと民間部門の間に見られるような、市場の歪みを回避することを求める。両協議会は、日本政府が引続き着実に郵政民営化を進めることを期待すると共に、日本政府が日本郵政グループと民間部門の公平な競争環境の実現に向けて継続的に対策を講じる際、建設的な役割を果たしていく用意がある。
4. **(国境を越えたデータの流通)** データの自由な流通は、イノベーションを生み、雇用創出や経済成長に貢献する。両協議会は、データ処理・蓄積の現地化を強制し、データ活用のデファクトスタンダードを独占しようとする一部法域の動きに、強く反対する。日米両政府は、アジアその他の市場における、より開かれたデータ・アーキテクチャの確立に向けて努力すべきである。

日米およびグローバルレベルの社会的課題

5. 両協議会は、金融業界が社会のほぼあらゆる面に大きな影響を与えることを認識している。この精神に立って、日米金融業界は、社会の繁栄のため金融が将来果たすべき役割の模索に、イノベーションとリーダーシップを通じて貢献していく責任を自覚している。この取り組みは、日本では、政府主導の「Society5.0」において特に顕著な効果をあげる可能性がある。
6. **(高齢化)** 高齢化と人口減少に係る重大な課題に直面する国として、日本は、急速に変化する人口動態や人工知能(AI)の台頭に対応する革新的な金融サービスの開発において、グローバルなロールモデルとなり得る立場にある。他方、米国では、確定拠出年金制度が資産形成手段として成功しており、日本政府が加速的に膨張する公的年金システムによる負担を軽減するため取り組みを強化するに当たって、非常に有益な枠組みを提供することが可能である。そこで、両協議会は、高齢者のニーズに照準を合わせたイノベーションや商品開発を加速し、若年層からの資産形成を促進する諸条件を整備していくことを目的として、両国の当局・政治家が、政策上の優先事項や求められる規制枠組みを構築するべく金融界と対話を強化していくよう要請する。
7. **(インフラ投資と金融面からのサポート)** インフラ投資の資金調達は、G20 の優先課題であり、日米金融機関はこれを前進させる用意がある。両協議会は、国家的なインフラプロジェクトの開発に係る日米協力を支持する。また、我々は、適切な規制枠組み(下記参照)や適切な水準の国民のリスク分担、バンカブルなプロジェクトの確かな共有といった後押しを要請する。

8. (コストと成長のバランス、SDGs・ESGに係る金融面のスタンダード) 社会インフラ整備に係る資金調達においては、SDGs や ESG への配慮は重要である。特定プロジェクトの評価における「ネガティブリスト」的アプローチは、例えば超高効率石炭火力発電のような相応しい技術を不適切に拒絶することに繋がるものであり、両協議会はこれに反対する。
- 日米両政府は、経済成長と持続可能性のバランスの追求において、先導すべきである。両協議会は、この目的を達成するための金融市場におけるスタンダードの確立を求める。

金融危機から 10 年—危機再発の防止、規制と成長のバランス確保、市場分断の回避

9. 日米金融業界は、金融危機前における業界の多くのビジネス慣行が、金融危機自体や銀行間調達金利 (IBOR) その他の諸問題を引き起こした要因であることを認識している。それへの対応として、金融業界は、ビジネス慣行の再調整や、倫理規範を優先するカルチャーの醸成、持続可能で顧客第一主義のビジネスの定着など、抜本的な取り組みを続けてきた。例えば、日本においては、2017 年に金融庁が発表した「顧客本位の業務運営に関する原則」が、長期目線にたった投資資産形成の範となり、適切なフィデューシャリー・デューティー (FD) への注目を喚起した。更に、金融各社が FD に係る取組方針を対外公表しようとする強い動機を持ったことが、社会における金融機関への信頼の向上に繋がった。加えて、バーゼル銀行監督委員会が公表したコンダクトリスク・報酬管理に係る原則を通じて、不正防止体制は一層強化されてきた。
10. (危機再発リスクの検証と対応) 両協議会は、金融危機後の規制改革は、遥かに健全で強靱な世界の金融業界を育成するうえで、大きな効果をあげてきたと考えている。しかしながら、金融危機から 10 年が経ったいま、我々は、既存の規制が新興リスクに対して効果的に機能するか、また、安全性や健全性を強化することなく経済成長を犠牲にしている規制が存在しないか検証する目下進行中の規制評価の取り組みに、金融業界および当局が一層注力することが不可欠であると考えている。
- 新興国における対外負債の積みあがりやそれに伴う通貨変動、低クレジット企業におけるレバレッジの拡大、一部先進国の金融政策の正常化に伴う世界の資産価格の変動など、新たに世界的なリスクが浮上している。両協議会は、既存の規制がこれらリスクからの十分な防衛手段になると考えているものの、同時に、過度なリスクテイクを早期に検知するための警戒も肝要である。
 - 日本においては、長引く低金利環境が金融機関のビジネスモデルに大きな重しとなっており、金融仲介機能を阻害する可能性がある。更には、これが、例えば地域金融機関における過度なリスクテイクに繋がる恐れもある。両協議会は、政策当局に、長期化した超低金利がもたらす多面的な影響を考慮することを要請する。
 - 加えて、デジタル化に伴い、サイバーリスクや暗号資産、非在来型の金融仲介といった、従来の健全性規制ではカバーされていない新たなリスクも浮上している。我々は、日米両政府が、これらリスクの適切なモニタリング・対処を行うとともに、あるべき規制枠組みの構築に向けて、グローバルな課題として共同で推し進めていくことを強く推奨する。

11. **(適切な規制の設定)** 世界金融危機後の国際金融規制改革に向けての努力は、大きな前進を遂げた。しかしながら、両協議会は、危機後に加えられた一部規制を遵守するための金融機関のコストの積みあがりや、実体経済に対する規制の意図せざる潜在的影響も懸念している。危機の直後に策定された改革がほぼ完了した現在、両協議会は、規制の影響評価の一連の取り組みと、過度に保守的、あるいは意図せざる負の影響をもたらしていると判断された規制の見直しを支持する。日米両政府においては、この取り組みを全面的にサポートし、適切な結果を達成するため、民間金融機関との協業を一層強化すべきである。

- インフラ金融支援に係り、バーゼル規制において、プロジェクトファイナンスに適用されている非常に保守的な取扱いについては、監督当局者のリスク懸念と実際のリスクとの間でより適切なバランスを達成するため、見直しと修正が必要である。
- 保険監督者国際機構 (IAIS) による保険資本基準 (ICS) について、両協議会は、日米両政府に対し、(特に市場ベースアプローチにおいて) 生命保険負債のうち安定・長期であるものの特徴に合わない、不当な変動を引き起こさないよう求める。こうした不当な変動は、顧客にとって不可欠な長期保険事業からの撤退に繋がりがねず、インフラ投資に必要な長期資金調達にも負の影響を与えかねない。我々は、両国政府や規制当局が、ICS がこのような意図せざる結果を回避する内容となるよう働き掛けることを求める。更には、我々は、ICS 的な規制枠組みの実施が、各国市場において公的な政策目的(例えば、高齢化社会、インフラ整備ニーズ等)や競争(例えば、公平な競争環境)への対応力にどのような結果をもたらし得るか、日米両政府および規制当局が事前に注意深く評価するよう要請する。
- 日本の金融庁が保険会社向けのソルベンシー規制を現代化するに当たり、両協議会は、同庁に、長期ビジネスを歪め得る非経済的変動を招くバリュエーション手法を回避するよう要請する。生命保険会社の長期で非流動的な負債は、インフラ投資のような長期で非流動的な資産と理想的に適合するものであり、ソルベンシー規制が、長期調達に上記同様の負の影響を与えることは回避すべきである。
- 両協議会は、IAIS や FSB が、システムック・リスクに対処するため、活動ベースのアプローチを構築するべく努力していることを支持する。マクロプルーデンスの観点では、日米両政府が、保険会社の事業活動が潜在的にシステムック・リスクに繋がる可能性に着目し、既存の規制手段がその潜在的リスクに十分対処できるか分析することは重要である。我々は、両政府が、十分な注意を払い、不必要な規制や意図せざる結果をもたらし得る規制の採用を回避することを要請する。加えて、特定セクターが単独に対処しきれない課題が存在することから、システムック・リスクに対処する適切な規制枠組みを確立するため、セクター横断の議論を行うことが必要である。
- また、両協議会は、当局が、RegTech、SupTech 他の先進テクノロジーを積極的に活用し、規制遵守の効率性向上を一層加速させていくことを期待する。

12. **(市場と規制の分断回避)** 市場の分断は、効率的でシームレスな世界の金融システムを阻害するものであり、回避されなければならない。規制当局が、国際合意から逸脱して、クロスボーダーベースや域外適用の規制を課す場合には、公平な競争環境の毀損や市場の分断に繋がる。両協

議会は、日米両政府に、銀行規制・保険規制双方において、適切な規制の相違を示す事例を策定し、法域間の同等性評価に向けて主体的に努力するよう求める。これにより、クロスボーダーベースのリスクを十分軽減しつつ、市場の流動性と効率性を強化し、分断を制限することが可能となる。

- **（参考:あるべき規制枠組みに係るセクター横断的原則）** 両協議会は、より実効性ある規制枠組みを追求するに当たり、下記のようなセクター横断的なガイダンス的原則が必要であると考えている。
 - 規制改革は、成長資金の供給に必要な適切なリスクテイクの阻害に繋がるほど、リスク排除を過度に重視してはならない。
 - 法域間の一貫性は考慮すべき重要な事項であるが、規制当局や国際基準設定主体は、画一的で **one-size-fits-all** の規制を適用するのが不適當なケースもあることを認識すべきである。
 - 規制は、比例原則に則り、規制目的に照らして効果的かつ効率的であるべきである。
 - カウンターシクリカルなマクロ健全性規制を推奨し、プロシクリカルな規制は排除すべきである。

IV.-4 ヘルスケア・イノベーション

はじめに

国民皆保険制度は、日本が健康長寿社会として発展するのに大きな役割を果たしてきた。高齢化が急速に進む中、医療費は増加し、生産年齢人口が減少することで経済成長は想定を下回り、持続可能性が課題となっている。一方、ライフサイエンス分野は最も成長が見込まれる分野として国際競争は激化の一途をたどっている。これまで医療費抑制の財源は医薬品および医療材料の価格等の見直しに大きく依存してきたが、国民皆保険制度の持続に向けては、その他の分野からも必要な財源を確保すべきである。

他方、「人生 100 年時代」および全世代型社会保障の改革構想を踏まえ、国民皆保険制度の持続に加えて、政府はイノベーション促進策を一層推進すべきである。医療のモダリティー（低分子、中分子、高分子バイオ医薬品等）が多様化することにより、新しい産業プラットフォームが構築され、また AI やビッグデータ、テレメディシンに代表される新しいデジタル技術の登場により、ヘルスケア業界にも変革の波が訪れている。新たな技術を応用することで、診断精度が向上するなど、国民皆保険制度の持続にも大きく貢献しうる治療法が増えることが見込まれる。

持続可能な国民皆保険制度の構築には、健康寿命の延伸、インセンティブや費用負担のあり方の見直し、代替または補完的な予算財源の確保、最新技術（バイオ医薬品、バイオマーカー、遺伝子治療、再生医療、先端医療機器、高精度放射線治療や陽子線治療、リアルワールドデータ等）を活用した医療の標準化・適正化等の検討が必要である。これらの最新技術を必要とする患者が、適切な負担でタイムリーなアクセスが確保できるよう、規制や評価環境を整備する必要がある。これらの目標に向けて、両協議会は以下を提言する。

持続可能な医療保険制度とイノベーション促進の両立

医療保険制度改革により、健康寿命の延伸と生涯現役社会の実現を支援するイノベーションを患者へ提供する

1. 健康で豊かな社会の実現に向けた投資として、政府と関係者は、イノベーションの価値を認識する必要がある。この目標を実現する為に、両協議会は、画期的な医薬品や医療機器、予防医療の価値を適切に評価する医療保険制度の構築を推奨する。
 - 両協議会は、将来的な制度の変更に対して事前に業界と十分な対話を行うとともに、イノベーションの価値について健全で予測可能な評価プロセスを担保し、透明性が高く予見可能なイノベーションの促進政策を復活させる必要があると考える。これには、新薬創出等加算制度の制限（企業要件および品目要件）の撤廃や毎年薬価改定の実施阻止が含まれる。また、医療機器の場合、毎年の価格改定は避けるべきである。2 年ごとの改訂プロセスを現行の規則として維持することは（医療機器の場合、種類が非常に多だけでなく、他の機器やサービスでも使用されるなど複雑さがあるため）、医療システムに価値をもたらす既存の機器と新しい医療機器の改善検討のためにも重要である。

- 医療技術評価の活用にあたっては有識者と慎重な検討、厳格な分析を行った上で、医療システムのみならず経済に対する評価を考慮し、医療システム全体から収集される市販後エビデンスに基づいた価値評価を実現するべきである。評価結果により患者の医療アクセス・治療アウトカムや医師の選択が制限されることなく、医薬品や医療機器の承認、および／あるいは患者のアクセスを遅延させないことを確保する。
 - また、経済・財政諮問会議が示した社会保障分野の改革工程表のうち、薬価制度以外については、実体のある改革が進んでいない。医療体制の適正化や利用者負担の見直しなど薬価制度以外の医療制度本体について、それぞれに具体的な目標と目標達成に向けた行動計画を策定し、着実に推進すべきである。
2. 主要なステークホルダーと連携し、医療保険制度の安定化とイノベーションの両立を確保するための長期的な戦略を構築すべきである。これまで政府及び産業界は、各々の「ビジョン」において、重要な課題解決につながるイノベーション促進型の政策目標を日本がどのように進めていくかについて、建設的な提案を行ってきた。これらのビジョンには、健康医療戦略があるが、次期健康医療戦略の策定時には日本製薬工業協会の「産業ビジョン 2025」、米国研究製薬工業協会 (PhRMA) の「研究開発型製薬産業によるビジョンレポート」や日本医療機器産業連合会の「医機連産業ビジョン 2018」、Economist Intelligence 作成の日本レポートなどを参照いただくことを希望する。

最先端技術の創出拠点としてイノベーションを持続的に促進し、遅滞なく患者へ提供する

3. トランスレーショナルリサーチ (橋渡し研究) を強化する。日本のトランスレーショナルリサーチが抱える課題に対応し、日本特有の健康ニーズのみならず、世界の健康増進に役立つ新薬の研究開発を加速するため、AMED (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)、学界、バイオベンチャー、製薬業界による産学官連携をさらに強化する。
4. 先進のレギュラトリーサイエンス (例えば、患者アクセスを早期に実現させるための承認審査制度) を通じ、地域及び世界のリーダーとしての日本の競争力を向上させる。
- 国際共同治験が、国際的に認められている基準やガイドライン (特に ICH E-17) の下で実施されるよう提言する。
 - 法制化が検討されている「先駆け審査指定制度」や「条件付き早期承認制度」を確実に導入することより、患者が必要な新薬に早期にアクセスできることを要望すると共に、これらの制度が、早急に実施されることを期待する。またこれら制度の品目選定基準は、国際的な競争力が確保されるよう欧米の迅速承認制度と同等のものとすることが必要と考える。要件を満たす全ての画期的な医薬品・医療機器を対象に、指定品目数を拡充することで、臨床試験の所要コストおよび時間の削減に努めるべきである。

5. 臨床試験データ保護制度を確立する。バイオ医薬品がイノベーションの主流となっていくなかで、日本の国際競争力を増すためにも、最高のグローバルスタンダードに見合うバイオ医薬品の臨床試験データ保護制度を新規に導入することについて検討する。

医療費支出の効率化

6. 日本政府は、薬価以外の医療支出の総合的な見直しを行うことにより、分散している医療機関の機能分化と情報連携を推進し、支出の適正化を図るべきである。
7. 特許切れ医薬品分野の改革推進によって削減された費用の一部を、イノベーション分野へ再投資することにより、持続可能なイノベーション促進環境を実現する。そのためジェネリック医薬品/バイオ後続品の利用を奨励・促進する政策を含め、特許切れ医薬品分野の見直しを推進し、医療予算の拡充やイノベーション促進政策の予算確保につなげる。

健康寿命の延長に寄与する予防・先制医療の推進～一次及び二次予防措置を奨励し評価する新たな政策の策定

8. 予防を通じた健康寿命の延伸という目標を達成するため、積極的な予防接種の実施に向けた政策を採用するとともに、予防に関するイノベーションの価値をより高く評価すべきである。また、導入コストはかかっても、医療制度や財政に対して費用節減効果を生むようなイノベーションを刺激する政策が、特に重要である。
9. 政府は、国内外の感染症の脅威および国内の疾病負荷を明確にした上で、感染症対策の方針・目標を定める必要がある。その上で、治療薬のみならず、「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防する」の基本理念のもと、ワクチンによる予防接種の位置づけを明確にし、施策を策定することが重要である。
10. 予防接種を通じた国や地域をまたがる健康構想の推進への官民連携の強化、国際的に脅威となる医療上の緊急事態(新型インフルエンザ、新興再興感染症の輸入感染事例など)に対するワクチン開発およびその持続可能性の支援、および未承認ワクチンの使用・評価に関する法的整備について対応すべきである。
11. 栄養補助食品を定期的に摂取することにより、著しい健康増進効果が認められ、医療費の削減に繋がるものがある。政府はそういった健康食品や栄養補助食品等の機能性食品について、エビデンスに基づいた健康効果を国民へ伝えられるような法整備を進めるべきである。

デジタルヘルスの推進

AI・ビッグデータ、リアルワールドデータ活用などで創出される革新的な次世代医療機器、革新的医薬品を可能な限り早く国民に届けるための新しい制度の整備

12. デジタルヘルス製品と製品開発への投資を促進する。そして適用範囲と支払いポリシーを規定することが、技術革新と患者へのアクセスを促す。またさらにそのことは、デジタルヘルス製品に対し、透明性、予測可能性、一貫性、適時性、科学に基づいた規制の枠組みを確実なものにする。
13. AIを医療機器に用いる場合は、そのアルゴリズムの内容については審査対象外とし、市販後のリアルワールドデータによる性能および安全性の評価を条件とした早期承認制度を導入する。また両協議会は、日米両国の政府が他の市場において、AIのアルゴリズム内容は審査対象外とするよう協力することを促進する。
14. がんゲノム医療やAIを使った画像診断支援システムなど革新的な医療機器創出や、革新的医薬品創出のため、リアルワールドデータを民間企業が活用できるようにする。そのために両協議会は、産学官および医療機関が医療機器や医薬品開発支援のため、質と量を兼ね備えたリアルワールドデータベースを構築するために協力することを推奨する。
15. ネットワーク化された専門センターの創設: 共通のITプラットフォームを利用し、診断、治療計画と提供、患者のフォローアップ、患者データの管理を統合したケアをサポートするものであり、ネットワーク化された専門センター(がん等)の創設を通じて、遠隔診療と効率の向上を促進する。

ICTデータインフラを活用し、創薬および医薬品等の安全性監視プロセスを効率化

16. 医療等IDを確実に導入の上、医療のICTデータインフラを政府主導で整備し、創薬および医薬品等の安全性監視プロセスを効率化する。また、必要に応じて関連規制の改定を実施し、国内で独自に発展した現在のシステムを世界標準方式へ進化させる必要がある。ICTを活用し、診療・健診・介護・ゲノム情報などのデータを連結した大規模医療情報データベースを統合するとともに、最高の安全基準を迫及する。

デジタル時代における社会インフラとしての医療機関の安全性の確保

17. 医療機器は、慢性疾患の管理、QOLと健康管理の改善、救命の方法を進化させてきている。政府と産業のステークホルダーは、イノベーションとスマートなリスク管理政策を前進させるために官民の協力体制を強化し、接続される機器が公衆衛生に役立つことを実現していくべきである。「医療機器のサイバーセキュリティの確保に関するガイダンス(2018年7月24日)」の中で、メーカーだけでなく医療機関にも「安全管理ガイドライン」を踏まえた安全管理が求められることや、保守契約の重要性についても明記された。これを受け、医療機関と医療機器メーカーが連携してサイバーセキュリティ対応を推進する。両協議会は、接続される医療機器のセキュリティを強化するべく、医療機関と医療機器メーカーとの間で協力関係を拡大するため、以下について政策提言する。
 - 医療機関に対して、「安全管理ガイドライン」の遵守や医療機器メーカーとの保守契約を新たに義務化する。

- 承認済みの機器において、サイバーセキュリティ部分だけの対応が必要な場合、手続きを簡略化(添付文書変更の事前相談を不要とする等)し、迅速対応が可能な運用形態とする。
- 体内植込み機器や酸素供給装置等、医療機関の外で使用する医療機器使用者への情報提供について、医療機器メーカーと医療機関との各々の役割を明確化する。

IV-5 旅行・観光・交通

はじめに

日米経済協議会および米日経済協議会(以下「両協議会」)は、2014年、日米財界人会議において、旅行・観光分科会(以下「分科会」)を立ち上げ、日米間の交流を拡大・深化させることを主要な目的として、旅行・観光産業がもたらす高い経済的な波及効果を最大化するための方策を議論してきた。昨年より、交通インフラの整備、物流などといった分野にも議論が広がることを期待し、新たに「交通」を付け加え、分科会の名称を「旅行・観光・交通」分科会と変更し、活動してきた。

旅行・観光・交通産業をさらに発展、拡大していくための方策

1. 旅行・観光の産業としての経済的な効果は極めて大きい。これら産業は、米国経済にとって経済成長の牽引役のひとつとなっており、日本においてもその重要性は広く認識されている。安倍晋三総理は旅行・観光をGDP 600兆円達成のための重要な産業と位置づけ、2016年6月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定した。この中で、訪日外国人旅行者数の目標を2020年に4000万人で旅行消費額は8兆円、2030年にはそれぞれ6000万人と15兆円とする野心的な目標を掲げた。
2. 両協議会は、日本政府からこれら目標の達成に向け策定されたアクションプランと、その実施状況について有益な報告を受けた。こうした施策により、今年度は3000万人を超えるものと見込んでいるが、ここまで順調に訪日旅行者数を伸ばしている。
3. 両協議会は、この目覚ましい成長を促進した日本政府の積極的な施策に敬意を表するが、一方で、更なる進化が必要であると認識している。ビザの緩和、航空ネットワークの拡大は、訪日をより容易く魅力的なものとした。しかしながら、空港発着枠の増加、入国手続きの迅速化、空港アクセスの更なる利便性向上、MICE(会議、報奨・研修旅行、国際会議、展示会・見本市)施設の充実、多言語対応の促進など、すでに検討されているが早期実現により訪日旅客の更なる増加が期待される課題も多い。米国においても、出入国手続きの混雑や空港を含む交通インフラの老朽化が課題であり、官民協力推進に向けて健康を活発化させる必要がある。
4. また、インバウンド急増に伴い宿泊施設不足が懸念される中、民泊に期待が寄せられるが、今年6月に民泊新法が施行され、一部未登録の施設がサービスを行ったり、登録が複雑で時間がかかるなどの課題も浮き彫りとなるなど混乱も生じている。2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けてこの課題を認識し、宿泊客数の増加と旅行者の利便性向上を期待したい。
5. 交通分野では、「すべての人に移動の自由を」という発想で、運転することができない人なども含めて、社会性の高いモビリティサービスが必要であると両協議会は考える。日本のタクシー業界は、新しいタクシーの車両を導入し外国人旅行者にも快適で好評である。タクシーの分野におけるシェアリングエコノミーとしては、米国においてはすでにサービスが拡充し、住民に限らず旅行

者の利便性向上に貢献している。日本と米国では自動運転の研究が進められており実用化に向けては安全面など法整備の必要性も認識されている。両協議会は、日米両国政府が、移動の自由を高めること、この重要な産業における技術的イノベーションを活性化し下支えする政策をとることを強く期待する。自動運転やドローンによる配送システム、ビッグデータを活用した効率的な輸送システム、多言語翻訳ツール、顔認証セキュリティシステム等の革新的なアイデアは有望であり、現在の国際観光や物流に存在する障害の緩和に貢献するであろう。

2020年東京オリンピック・パラリンピックから、2028年ロサンゼルスへ

6. 東京オリンピック・パラリンピックはその開会式まで2年を切っており、両協議会は、組織委員会より、競技日程、会場建設、交通規制の在り方、ボランティアの訓練など準備状況について、順調に進んでいると報告を受けた。両協議会は、この大会が、経済と社会に与える影響を最大化する方法について検討している。両協議会は、2020年に東京で、2028年にロサンゼルスで開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会が、更なる経済成長をもたらし、多様性と社会の調和に貢献できるよい機会になると信じている。この大会により、東京が、障がい者を含め、言語、文化などの多様性を受容し尊重する真のグローバルな都市の手本となり、それがツーリズムの潜在需要を喚起できることを確信している。大会は日本にとって成功をもたらし、日本が提供する「おもてなし」を発揮する助けになるであろうし、また東京で築かれたレガシーが2028年のロサンゼルスへと継承され改善されていくことを望む。

持続可能な経済成長へと導く統合型リゾート施設の潜在力

7. 両協議会はこれまで、調査により、統合型リゾートが日本における旅行・観光産業の成長にとどまらず、地域や関連産業の振興に大きく貢献することを認識しており、2016年12月に国会において「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立し、今年7月に実施法が可決したことを評価したい。今後導入するための法整備が行われた上で、設置場所の選定が進められることになろうが、一方で、以前より両協議会で指摘したギャンブル依存症やマネーロンダリングなど社会的懸念を払拭することが重要であり、複合型リゾート施設の推進が日本経済によい影響を与えるためには官民連携の強化が必要であると認識している。さらに、事業継続には5年ごとに地方議会の承認が必要との規定が盛り込まれているが、これでは事業が不安定となり投資が慎重になることで、十分な効果が得られないのではないかと懸念している。